日本人学生用枠

令和 8 年度 10 月期
京都大学 学生寄宿舎女子寮募集要項

女子寮は本学女子学生のための学生自治寮です。
寮生活は基本的に入居者の自主的な規律によって運営することとしております。
リビング当番・フロアの掃除・ゴミの始末などの各種当番、自治会への所属の他、年 4 回の全体会議とそれに付随する小会議への参加などが義務付けられております。

１．学生寮の概要

（1）収容定員

65 名

（2）対象学生

正規課程に在籍する女子の学部学生、大学院学生、専門職大学院学生
（入居者の 2 割程度は、留学生です。）

（3）施設・設備

○鉄筋コンクリート造 4 階建て
○居室（約 12 ㎡、個室、バス・トイレなし）
バリアフリー室 1 室（約 19 ㎡、個室、バス・トイレあり）含む
○居室設備
机、椅子、本棚、ベッド、クローゼット、エアコン
○共用設備
集会室、学習室、リビングダイニング、キッチン、浴室、シャワールーム、トイレ、洗濯機、乾燥機、防音室、駐輪場
○建築年月
平成 31 年 3 月

（4）必要経費

○寄 宿 料　月額 25,000 円
○光熱水費　実費（居室、集会室、学習室、リビングダイニング、キッチン、浴室、シャワールーム、トイレ、洗濯室、洗面所、脱衣室、防音室）
居室以外の光熱水費は、入居者全体での按分となります。
○入 寮 費　400 円
○自治会費　月額 350 円

２．入居資格

令和 8 年 10 月に本学の学部、大学院、専門職大学院の正規課程に在籍する女子学生

３．入居期間

学部学生は修業年限以内。

大学院学生及び専門職大学院学生は標準修業年限以内。

入居後に別の課程（修士・博士・専門職等）に入学（進学）する場合は、
改めて入居申請および選考が必要となります。

４．募集人員

学部学生　　若干名

大学院学生・専門職大学院学生　若干名

バリアフリー居室への入居を希望する者は、申請時に事務担当にご相談ください。

５．申請手続

○提出書類（下記＜11.事務担当＞記載のメールアドレスに送付）

①京都大学女子寮入居申請書類

→Excel ファイルに申請者の生年月日 8 桁（例：20100401）でパスワードをかけて送付。

②家計支持者の直近の収入額が記載された課税証明書又は所得証明書（所得がない場合は非課税証明書）

→原本をスキャンした PDF に①と同様にパスワードをかけて①のメールに添付して送付。

③該当する場合に提出する書類（①内にある提出書類チェックリストで確認すること）

→原本、スクリーンショットを PDF 化および①と同様にパスワードをかけて①のメールに添付して送付。

※メールの件名、①のファイル名は「（氏名）__京都大学女子寮入居申請書類」とすること。

※パスワード（生年月日 8 桁）については①～③を送付するメールとは別のメールで送付すること。

提出書類に虚偽の記載などが判明した場合には、選考対象から除外します。

また、入居が許可された後であっても退居を命じる場合がありますので、提出書類は正確に作成してください。

※場合によっては原本の郵送を求める場合があります（一度提出した書類は返却しません）。

○受付期間

令和 8 年 7 月 30 日（木）から 8 月 13 日（木）

（8 月 13 日（木）午後 5 時までに必着のこと。）

６．選考方法

書類審査及び面接によって入居の可否を決定します。

○書類審査

通学時間及び経済状況によって、**生活困窮度の高い者を優先**して、可否を決定します。書類審査の結果は、令和 8 年 8 月 21 日（金）頃に入居申請書記載のメールアドレス宛に通知します。書類審査合格者には、あわせて個別の面接日時をお知らせします。

1　入居申請者の家族住所から所属学部、研究科等までの**通学時間（片道）が 2 時間未満の者は、原則として選考対象になりません。（独立生計の認定者を除く）**

なお、所属学部、研究科等と配属研究室のキャンパスが異なる場合は、主として滞在する場所を対象とすることができますが、その旨を証明する指導教員の申立書（様式自由）を添付してください。

2　**修業年限又は標準修業年限の超過者は、選考対象になりません。入寮時点で超過する者も同様です。**

3　独立生計の要件に該当し、なおかつ独立生計の認定を希望する場合は、入居申請書に記載してください。

【独立生計の要件】

次の①～③の全てに該当するものについては独立生計者として認定する。

① **所得税法上及び健康保険法上、本人の父母等の扶養親族でない者**

② 本人の１年間の収入が以下のいずれかにあてはまる者

- 本人に、年間 103 万円を超える収入（給与収入又は所得）があり、その 103 万円を超えた分の収入について、所得申告がなされ、所得証明が発行される。
- 本人に、今年度、給与収入（給与奨学金、アルバイト等も含めた総額）又は所得が 103 万円を超える見込みがある。
- 本人が本学への入学のために退職（休職等）し無収入となった者で、就労時の預貯金により生活を行っており、その預金残高が「（修業年限 or 標準修業年限－在学年数）×103 万円」を超えている。

例：修業年限が 4 年で在学年数 1 年 6 か月の場合。月は切り捨てて計算し、預金残高が 309 万円を超えている場合が認定条件となる。

（修業年限 4 年－在学年数 1 年）×103 万円＝309 万円

③ 本人又は配偶者の父母等から経済的な援助を受けていない者

○面接

寮生活は、基本的に入居者の自主的な規律によって運営することとしており、女子寮自治会によりオンライン面接（ZOOM）が行われます。面接日は、令和 8 年 8 月 27 日（木）です。**日程変更は対応いたしかねますので、予めご了承ください。**

７．入居可否の通知

面接を行った者について、令和 8 年 9 月 16 日（水）頃に入居申請書記載のメールアドレス宛に入居の可否を通知します。電話、メール等による結果照会には応じられません。

８．入居日

令和 8 年 10 月 1 日（木）以降で本学が指定する日とします。なお、入居開始日前に入居予定者の荷物を預かることはできません。

９．寮生活

寮生活は、基本的に入居者の自主的な規律によって運営することとしています。そのため、各種当番（掃除、ゴミの始末など）、自治会への所属の他、年 4 回の全体会議とそれに付随する小会議への参加などが義務付けられています。

寮生間の連絡には LINE を使用することが多いため、アカウントをお持ちでない方は取得していただくことをお勧めします。また、メーリングリストへの登録も必要です。

１０．その他

- **入居を許可された者が入居を辞退する場合は、速やかにその旨を事務担当まで E-mail にて連絡してください。**
- 正当な理由なく指定された期日までに入居手続が完了しない若しくは入居しない場合、入居提出書類に虚偽の記載が判明した場合、又は、入居の資格要件を満たさない場合は入居許可を取り消します。
- **申請を行うにあたっては、入居できなかった場合に備えてアパートなど賃貸物件を検討するなど、各自で十分な準備をお願いします。**

１１．事務担当

京都大学　学務部　学生支援課　厚生掛　　〒606-8501 京都市左京区吉田本町

TEL　075-753-2533　　E-mail：840kousei@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

8:30～17:00（土・日曜日、休日及び 8 月 10,12 日を除く）

１２．個人情報の取扱いについて

（1）個人情報については「個人情報の保護に関する法律」及び「京都大学における個人情報の保護に関する規程」に基づいて取り扱います。

（2）提出書類に記載されている氏名、住所その他の個人情報については、①入居者選考、②入居許可者発表、③入居手続業務、④学生寄宿舎の管理運営関係の業務を行うために利用します。

（3）入居者選考に用いた所得状況等の資料は、今後の入居者選考方法、学生寄宿舎の寄宿料その他の料金設定の際の検討資料として利用することがあります。